

## 千葉県県営住宅駐車場に係るカーシェアリング実施事業者募集要項

県営住宅入居者の利便性向上、県有財産の有効活用及び住宅行政におけるデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）の推進のため、管理上支障のない範囲で、県営住宅の駐車場にてカーシェアリングを実施する事業者を公募します。

### 1 募集概要

- 事業者により用意する特定の自動車、登録を行った会員を対象に共同で利用するサービス（以下、「カーシェアリング」という。）を運営する事業者を対象として、県営住宅駐車場の空き区画の一部をカーシェアリング実施のため使用許可を行う。
- 本県におけるDXの推進を図るため、カーシェアリング利用者が、専用アプリ又はブラウザ上で予約、乗車及び返却手続きを行うことができ、対面での鍵渡し等の手続きを行わないビジネスモデルを有する事業者を募集する。
- カーシェアリング事業による収益は、事業者に帰属するものとする。

### 2 許可対象物件

	県営住宅の名称	所在地（地番）	交通の便
①	轟県営住宅	千葉市稲毛区轟町1-13-2	JR西千葉駅から 徒歩10分
②	海神県営住宅	船橋市海神3-30	東武アーバンパークライン 新船橋駅から 徒歩2分
③	浦安高洲県営住宅	浦安市高洲2-6	JR新浦安駅からバス8分 高洲保育園入口 徒歩3分

※1応募者が複数の物件に申込みことを可能とするが、1団地につき最大5区画までの申込とする。

### 3 許可条件

#### (1) 事業者の土地使用形態

事業者は、使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により、行政財産使用許可（以下、「使用許可」という。）を受けて、

現状有姿にて使用し、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はないものとする。

なお、使用区画については、県が指定する。

## （2）使用料

①使用料は、次による。

なお、使用許可期間中でも千葉県の使用料及び手数料条例（昭和31年条例第6号）の改正に伴い、使用料を変更することがある。

土地評価価格 × 3 / 1000 × 使用面積（㎡） × 月数

（土地評価価格は近傍類似の地価公示価格を当該土地の評価と同一をみなし、（一財）日本不動産研究所の市街地価格指数を使用して時点修正し算定）

②使用料の納付

県の発行する納入通知書により、指定した期限までに全額納入すること。

## （3）使用許可期間

使用許可の期間は、許可日から3カ月間とする。ただし、県が更新することを適当と判断する場合は、3カ月単位で使用許可を更新することができる。

なお、令和5年10月1日以降は、使用許可の期間を、許可日から1年以内に変更する。また、県が更新することを適当と判断した場合は、使用許可を更新することができることとする。

※更新する際は、再度、行政財産使用許可の申請が必要。

## （4）使用上の制限

①使用者は、使用を許可した行政財産について形質の変更をしてはならない。

②使用者は、使用を許可した行政財産を他の者に使用させ、又は担保に供してはならない。

## （5）必要経費の負担

光熱水費、カーシェアリングに利用する設備の設置、工事費用その他維持管理にかかる費用については、使用者の負担とする。

## （6）使用許可の取消し及び変更

①使用者が許可条件に違反したときその他使用許可を継続することが適当でないとき認めるときは、許可を取り消すことがある。

②県が公用又は公共用のために使用する場合は、使用許可期間中であっても許可を取り消すことがある。

③法令や条例の改正等に伴い変更が必要な事項が生じたとき県が判断する場合は、当初設定した許可条件を変更することがある。

④許可を取り消されたときは、既に納入した使用料は還付しない。

#### (7) 原状回復

使用期間が満了し、又は使用の許可を取り消したときは、県の指定する期日までに使用を許可した行政財産を自己の負担で現状に回復して返還しなければならない。

#### (8) 損害賠償

①使用者は、その責に帰する事由により使用を許可した行政財産の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

②前項に定める場合のほか、使用者は、許可書に定める義務を履行しないため県に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (9) 有益費等の請求権の放棄

使用者は、使用を許可した行政財産について支出した有益費、必要費その他の費用を請求しないものとする。

#### (10) 維持管理

①使用許可部分の管理については、使用者の責任において適切に行うこと。

②使用許可部分及びカーシェアリング事業に関する苦情等については、使用者の責任において対応すること。

#### (11) 実地検査等

県は、使用を許可した行政財産について随時実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持管理に関し必要な指示をすることができる。

#### (12) 資料の提出等

①使用者は毎月1回、カーシェアリングの利用台数、稼働率その他運営状況等に関する資料を電子データにて提出するものとする。

②使用者は、許可物件について事故等のトラブルが発生した場合は、毎月の報告とは別に、速やかに県に報告するものとする。

#### 4 応募資格

法人その他の団体であって、次の全ての条件を満たすものとする。（個人の応募不可）

- (1) 会社更生法、民事再生法等による手続きをしている法人等でないこと。
- (2) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県から入札の参加資格を取り消されていないこと。
- (4) 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。
  - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。））第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
  - ②役員が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
  - ③役員が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
  - ④役員が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - ⑤役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - ⑥役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

#### 5 申請書類

申請に当たり、以下の書類を県に提出すること。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

※書類は全てA4版の用紙を使用すること。

- (1) 行政財産使用許可申請書
- (2) 申請場所の位置図

(3) 設置物の構造図・施工図

(4) 誓約書

(5) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

※(1) (2) (4)については県ホームページからダウンロードし、作成すること。

## 6 申請期間

令和5年2月17日(金)から

なお、使用開始日は令和5年4月1日以降とする。

※許可区画に限りがあるため、先着順の受付とする。

## 7 受付方法

郵送又は持参

※申請に当たっては必ず県に問い合わせの上、電子データにて(1)～(3)の書類を

下記メールアドレスに送付の上、事前に申請内容の確認を受けること。

メールアドレス：[juutak24@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:juutak24@mz.pref.chiba.lg.jp)

## 8 その他

(1) 事前に予告なく公募を取りやめる場合がある。

(2) 許可対象物件の見学を行う場合は、必ず事前に県まで問い合わせること。

(3) 事業の実施に当たっては、団地自治会への説明に同行すること。

### 【問い合わせ先】

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県県土整備部都市整備局住宅課県営住宅管理班

TEL：043-223-3222

Email：[juutak24@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:juutak24@mz.pref.chiba.lg.jp)